旧氏記載等専用

令和 年 月 日

委 任 状

本人(委任	E者)	
	住所	
	<u>氏名</u>	(自署または記名押印)
	現在旧氏を使用中の方(旧氏)
	電話番号	
※委任の内容	容に疑義がある場合は、本人(委任者)に	電話で確認することがあります。
私は、		
・旧氏記載の手続き	をすると、マイナンバーカード、住民	! 票の写し、印鑑証明証等には
必ず旧氏が併記さ	<u> されること</u>	
・旧氏を併記した後	後にその旧氏を削除すると、その後「IE	1氏削除後に生じた旧氏」に限
り記載できること	-	
・旧氏を併記した後	後に氏が変更した場合、「直前に称して	いた旧氏」に限り変更できる
こと		
・旧氏削除の手続を	で行わない限り、住所や氏名が変わって	ても旧氏は削除されないこと
・印鑑登録、マイナ	ンバーカード券面更新、署名用電子証	:明書の再発行など本人しかて
きない手続きがあ	うること	
を理解したうえで、	下記の者を代理人として	
□ 住民票への旧り	氏記載(記載する旧氏=)	
□ 住民票の旧氏変	変更(変更後の旧氏=)	
□ 住民票の旧氏肖	川除	
の請求の権限を委任	Eします。	
代理人		
住所		
氏名		
※委任状は必ず本力	しがすべて記入してください。	
※委任者と代理人別	双方の本人確認書類が必要です。 (写し	しを取らせていただきます。)
※偽り、その他不正	Eな手段により委任状を偽造した場合に	は、刑罰の対象となります。
(刑法第159条・第	161条)	
		. — — — — .
本 人)マ・免(新	運経)・旅・身・保・その他()
代理人)マ・免(新	運経)・旅・在C・特永・身・保・その)他 ()